

平成 28 年度

久御山町行政評価外部評価結果報告書

久御山町行政評価外部評価委員会

平成 28 年 12 月 7 日

平成 28 年 12 月 7 日

久御山町長 信貴 康孝 様

久御山町行政評価外部評価委員会  
委員長 依 田 博

平成 28 年度久御山町行政評価外部評価結果について

久御山町が実施した行政評価（施策評価）について、当外部評価委員会において外部評価を行った結果、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

久御山町行政評価外部評価委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
委員長	依 田 博	神戸大学名誉教授
委 員	山 口 吉 広	農業経営者（指導農業士）
	辻 田 素 子	龍谷大学経済学部教授
	岸 直 也	司法書士
	橋 本 圭 多	同志社大学政策学部助手

## 平成 28 年度 久御山町行政評価外部評価結果報告書

### 1 はじめに

久御山町の行政評価制度については、事務事業評価と施策評価の 2 つの評価方法を活用することとしており、事務事業評価については、行政の内部評価として事務事業の点検や自主改善、職員の意識改革と位置付けられています。また、施策評価については、総合計画の進行管理と住民への説明責任を果たすことを目的とし、行政の自己評価に加え、より客観性を高めるものとして「評価視点の多角化」を目的に外部評価を導入することとされています。

施策評価に対する外部評価については、平成 23 年度から本格的に取り組んできたところであり、平成 25 年度・26 年度は公開事業診断を実施したことから、外部評価を中断しましたが、本年度に改めて再開する運びとなったところです。

このようななかで、当委員会におきましては、「平成 28 年度久御山町行政評価実施方針」に基づき、久御山町が実施した施策評価について、評価内容の客観性と評価制度の透明性を確保し、より適切な評価内容とすることに加えて、施策を推進するうえで見直す部分や今後の方向性について助言するため、外部評価を行いました。

### 2 委員会評価内容

当委員会は、下記の日程により 5 回の会議を開催し、外部評価を行いました。

#### <外部評価委員会の開催内容>

- 第 1 回会議 平成 28 年 10 月 11 日（火）午後 2 時～午後 4 時
  - \* 委嘱書交付
  - \* 委員長選出
  - \* 総合計画の進捗管理について
  - \* 行政評価実施方針について
  - \* 評価施策の選定について
  
- 第 2 回会議 平成 28 年 10 月 25 日（火）午後 1 時 30 分～午後 4 時 15 分
  - \* 施策評価外部評価実施（総務部関係）
  
- 第 3 回会議 平成 28 年 11 月 4 日（金）午前 9 時～午前 10 時 45 分
  - \* 施策評価外部評価実施（民生部関係）
  
- 第 4 回会議 平成 28 年 11 月 17 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 55 分
  - \* 施策評価外部評価実施（事業建設部関係）
  
- 第 5 回会議 平成 28 年 11 月 24 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分
  - \* 外部評価まとめ

### 3 施策の外部評価結果

当委員会においては、次の施策について外部評価を実施し、その結果については、別紙「施策評価シート（外部評価実施）」のとおり評価の妥当性等について、当委員会としての意見を取りまとめました。

#### <外部評価を行った施策>

- ① 自治会活動の推進 【総務部・行財政課】  
(説明 10 分、質疑・評価 50 分)
- ② 効率的な行財政運営 【総務部・行財政課】  
(説明 10 分、質疑・評価 35 分)
- ③ 防災対策の推進 【総務部・総務課】  
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ④ 高齢者福祉サービスの推進 【民生部・住民福祉課】  
(説明 15 分、質疑・評価 40 分)
- ⑤ 子育て支援の推進 【民生部・子育て支援課】  
(説明 10 分、質疑・評価 35 分)
- ⑥ 農業施策の推進・商工業施策の推進 【事業建設部・産業課】  
(説明 20 分、質疑・評価 100 分)  
(内訳) I 農業施策の推進 (説明 10 分、質疑・評価 50 分)  
II 商工業施策の推進 (説明 10 分、質疑・評価 50 分)

## 4 外部評価の総括

今回の行政評価に対する外部評価につきましては、別添の施策事業一覧（41 施策事業）の中から、久御山町の政策的な事業が含まれる施策や今回の委員構成を意識した人選的な視点による施策について、6 施策を外部評価委員が選択し、その施策の行政内部評価について、できる限り客観的な視点から外部評価を実施いたしました。評価を行うなかで、全体的に次のような課題や問題点が明らかになりましたので、今後の行政評価を行ううえで、改善や工夫をされるように努めてください。

### ①指標の設定にかかる工夫について

今回、外部評価を実施した各施策のなかで、どの施策にも共通して気付いたことは、指標の立て方に工夫が必要であるということです。施策を評価するにあたって、重要な目安となるものが指標になります。

その指標の立て方については、ただ実績の数値を上げるだけの指標ではなく、その施策を推進するにあたって、成果目的の達成を表す指標を設定する必要があります。委員会でも指摘しましたが、原課が設定した指標では、「成果目的、総合計画策定時の課題、事務事業の取組内容」との関連で「成果目的の達成度」や「事務事業の構成や内容の妥当性」を評価するためには、指標が少なすぎたり、設定された指標が評価には十分ではなく、「達成度」と「妥当性」の原課による自己評価の根拠が理解しにくい事例がありました。それらは、原課へのヒアリングによって、外部評価委員会として行うべき「評価結果」をまとめることができた事例です。しかし、行政の説明責任の一環として本報告書が一般に公開されますが、原課から詳しく説明を聞く機会のない住民にとっては、原課がなぜそのような自己評価を行ったのか、外部評価委員がなぜこのような評価を下したのかを理解することは困難であり、指標の設定についてのこの課題は前回の外部評価でも指摘されていたことから、原課の今後の取組を注視したいと考えます。

今回の委員会の審議の場で政策需要の母数の把握についての意見が出ましたが、まずは施策の目的は何か、目的を達成するためにどのような事業を展開し、成果として何が得られたかを考え、成果目的を達成するために母数をどう設定するのか、設定の仕方によって様々な見方・議論ができると考えられます。母数を新たに把握し直すという作業は、母数の把握の仕方を変更するだけではなく、母数の変更によって行政サービスの見直しも迫られるかもしれません。その見直しが久御山町の行政活動をより充実させるのであれば、先例を重んじる行政として取り掛かりに躊躇しないことも肝要であり、「行政評価」そのものが、すべてではないものの、従来とは異なった行政行動を求めていることを想起していただきたいと考えます。

施策の達成度を評価するうえで、わかりやすい指標が何であるのか、十分に検討できる余地があると考えられるので、今後、適確な指標の設定に努めてください。

## ②評価等における記載内容の工夫について

それぞれの施策評価シートを確認するなかで、評価内容を説明するにあたり、内部評価に対する説明が不十分であると認識する場面が見受けられます。

所管部課においては、事務事業を実施しているにもかかわらず、そのプロセスが評価されていないことや、他に行っている事務事業などでは成果があがっているものもあり、設定している成果指標だけにこだわらず、この施策全体の成果目的を考えて、指標に表せない部分についても、施策評価シートにできる限り記載するとともに、丁寧に説明し、総合的な評価をすることが必要と考えます。そうすることにより、行政に対する住民の理解もより深まり、住民と行政に協働の関係、ひいては町のガバナンスをより一層向上させることが期待されます。

## ③行政評価の活用について

行政評価は、施策や事務事業を評価するシートを作成することが目的ではなく、その評価した結果を次年度以降に反映する仕組みづくりが重要となります。

施策の成果目的を達成するための事務事業の構成等を十分に検証したうえで、その成果目的がどの程度達成できているかをできる限り客観的な指標で評価し、そうすることにより、その施策の取組内容をわかりやすくし、住民への説明責任を果たせることにつながるものと考えます。

また、大変厳しい財政状況のなかで、この行政評価を活用することにより、行政としての課題や問題が明確化され、見直しや検討を行うことにより、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行いながら、施策を推進していくことが可能であると考えます。

## 5 提言

今回の委員会全体を通して議論となりました指標の設定について、その立て方に対して工夫する必要があると前回の委員会から意見を受けているにもかかわらず、今回の委員会でも同様の意見が出たところです。行政サービスの向上や説明責任の全うなど、行政行動の原点ともいべき行政評価活動の意義に照らしても、指標の設定には今後も工夫を凝らしていただきたい。

他方、各施策の成果指標を見る限りでは、原課としてどのような指標を設定すべきか苦勞されているようにも伺えます。指標の適切な設定は、個々の行政サービスの目的や意図を十分に理解したうえで行政活動を行うこととつながり、その有効性や効率性を向上させることが期待されます。行政評価の担当課である行財政課が、各課に成果指標のサンプルや、先進的に取り組んでいる自治体の成果指標を提供するなど、今後の指標の立て方には十分工夫を行ってください。

施策を評価することに適した指標を立てたうえで、その施策の達成度や構成する事務事業を把握・評価することにより、事務事業の継続、見直し、廃止を行うよう、委員会として提言します。

## 施策事業一覧

	評価施策名	評価担当課名	平成28年度評価結果		
			外部評価	成果目的の達成度	事務事業の構成・内容の妥当性
1	多彩な交流活動の推進	総務課			
2	町職員の資質向上				
3	平和意識の向上				
4	男女共同参画社会の実現				
5	防犯対策の推進				
6	防災対策の推進		○	B	B
7	住民参加の機会の推進				
8	開かれた町政の推進				
9	自治会活動の推進	行財政課	○	B	B
10	効率的な行財政運営		○	B	A→[B]
11	広域行政の推進				
12	情報化の推進				
13	開かれた町政の推進(議会)	議会事務局			
14	消防活動の推進	消防本部			
15	救急・救助の推進				
16	人権意識の向上	住民福祉課			
17	障害者福祉サービスの推進				
18	地域福祉の推進				
19	低所得者への支援				
20	高齢者福祉サービスの推進		○	B	B
21	家族介護者支援の推進				
22	高齢者活動支援の推進				
23	子育て支援の推進	子育て支援課	○	B	B
24	就学前教育の充実				
25	健康づくりの推進	国保健康課			
26	保健・予防サービスの推進				
27	医療サービスの推進				
28	環境保全の推進	環境保全課			
29	循環型社会の推進				
30	町道等の整備・管理	都市整備課			
31	河川の保全・管理				
32	交通安全の推進				
33	計画的なまちづくりの推進				
34	公共交通の推進				
35	公園・緑地の整備・管理				
36	農業施策の推進	産業課	○	B	B
37	商工業施策の推進			B→[C]	B→[C]
38	勤労者の支援				
39	消費生活向上の推進				
40	上水道の整備・管理	上下水道課			
41	下水道の整備・管理				

※教育委員会の施策を除きます。

※外部評価欄の○印は外部評価を実施した施策です。

※評価結果について(成果目的の達成度/事務事業の構成・内容の妥当性)

[A] (達成されている/妥当である)

[B] (概ね達成されている/概ね妥当である)

[C] (あまり達成されていない/一部不十分であり見直しの必要がある)

[D] (達成されていない/不十分であり見直しの必要がある)

[\*] (指標が設定できないため一概に評価できない)

※評価結果欄の「-」は、担当課の内部評価に対し、外部評価委員会が異なる評価をしたものです。



## 施策評価シート（外部評価実施）

- ① 自治会活動の推進
- ② 効率的な行財政運営
- ③ 防災対策の推進
- ④ 高齢者福祉サービスの推進
- ⑤ 子育て支援の推進
- ⑥ 農業施策の推進・商工業施策の推進

施策名: 自治会活動の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	行財政課		
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり			
	章	第1章 みんなとともに協働と交流のあるまちをつくる			
	節	第1節 コミュニティ・交流			
成果目的	住民一人ひとりが主体的に地域に関わり、交流活動を通じて防災・防犯、地域福祉などの地域が抱えている課題等に対し、連帯感のある地域コミュニティ(自治会組織など)を形成することで、安心して暮らせることができる地域づくりをめざす。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	本町の人口推移は、昭和60年の19,136人(国勢調査)をピークにその後は減少傾向になり、平成17年には16,610人と昭和60年から約13%減少した。将来人口推計では、さらに減少し平成27年には15,000人程度まで減少するとの予測から、総合計画の人口フレームを18,000人と設定し、新たな住宅施策(土地利用構想による住街区促進ゾーンを設定)を展開することで人口減少に歯止めをかけるとともに、急速な少子高齢化・核家族化の進行や価値観の多様化などにより、地域への帰属意識の低下や連帯感が希薄化していることから、自治会加入率の低下と自治会活動の弱体化に対する対策が必要となっていた。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成22年国勢調査による本町の人口は15,914人となり、ピーク時の昭和60年と比べ、3,220人(16.8%)の減少となっている。また、自治会加入率についても、ここ数年減少傾向が続いており、東島田自治会は自治会員の減少等を理由に平成27年2月に解散してしまった。平成27年4月1日現在、町内の自治会は37となり、自治会への加入世帯割合は53.2%となっている。 近年、社会問題化している高齢者の孤独死や地震などの大規模災害の発生時における障害者・高齢世帯の安否確認や安全な避難誘導等、地域住民による共助の重要性が言われてきており、地域の様々な課題解決に取り組む自治会組織の役割は大変重要なものと位置づけられ、その必要性も高まってきた。				
主な事務事業の取組内容	町政協力費の支給、公会堂等敷地借地料補助、自治会長会の開催、自治会長サロンの開催、公会堂等新增改築補助、簡易児童遊園施設整備等補助など。				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
自治会加入世帯割合(自治会加入世帯数/町内世帯数)		%	54.0	55.0	53.2
公会堂等新增改築件数		件	4	4	1
自治会設置数		件	38	38	37
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額			14,380		
平成 27 年度 決算額			13,598		
平成 28 年度 予算額			33,729		
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 自治会活動の支援については、自治会要望の対応をはじめ、公会堂等新增改築補助事業などこれまでと同様の支援を行うとともに、平成27年度は、地方創生の取組の中で自治会加入促進チラシやエリアマップ、回覧板の作成を行っており、自治会活性化へのさらなる対応を図っている。 一方、成果指標にある自治会加入世帯割合は、平成27年度の自治会加入世帯数調査では、平成27年2月の東島田自治会の解散などもあり、前年度に比べ46世帯減少の3,623世帯で、町全体の世帯数は24世帯増加の6,815世帯であったため、加入率は前年度から0.8ポイント減の53.2%となった。 なお、自治会加入率の計算に用いる分母については、現在住民基本台帳の世帯数を使用しているが、国勢調査の世帯数と比較した場合、約1,000世帯程度の差があり、より実態に近い国勢調査の世帯数を基に求めると61.7%となり、8.5ポイント向上する結果となっている。 当該施策の総合的な評価としては、依然として自治会加入率は低下傾向にあるものの、実態面で求めた加入率では6割超を維持しており、また、平成28年2月には、行政からの働きかけで、大橋辺地区の小規模開発住宅地において新たな自治会(リーヴァ淀:約30世帯)も設立するなど、施策事業全体の評価としては、概ね達成できたものと判断した。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 事務事業における構成等の妥当性については、自治会支援面における事務事業としては、町政協力費をはじめ自主防災活動支援(防災事業)や公会堂等の新增改築補助などがあり、概ね妥当な構成と考えている。また、昨年度は、地方創生交付金を活用し、自治会エリアマップや加入促進チラシ、回覧板を作成した。今後はこうしたものも活用しながら、自治会の活性化につなげていきたい。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 今後、急激な少子化による人口減少や平均寿命の延伸による高齢化が一層進むことが予想されている。本町においても平成37年度には高齢化率が32.5%に達し、3人に1人が65歳以上の高齢者になることが予想されている。特に、旧地域においては、流入者がいないことから顕著にその傾向となることが予想される。このような状況から地域コミュニティの低下が懸念され、地域コミュニティの低下は、災害時における地域での自主防災活動や防犯面などにおいて重大な課題となる。また、高齢者の増加による介護者の不足など、今までに経験をしたことのない地域社会の課題が想定される。			
	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 少子高齢化社会を見据えた、地域扶助(住民同士の相互扶助)のあり方を検討するとともに、今の段階から行政の役割と住民の役割を明確にするなかで、住民と行政の連携強化を図る必要がある。また、現時点で課題となっている自治会未加入や未組織の地域の住民については、今まで以上に自治会への加入の呼びかけを強化するとともに、未組織の地域については、できる限り組織設置についての促進をしていくように、本町の『出前講座』などを活用することで積極的に働きかけていく。特に、自治会加入世帯率の低い久御山団地については、地域住民とともに自治会組織数のあり方も含めて協議を進めていく。また、他の地域においても自治会エリアマップを活用し、未加入世帯を把握することにより、各自治会との協議・調整を行うなかで、未加入世帯に対する加入案内等のPRに取り組む。その他、現在実施している、町政協力費をはじめ公会堂等新增改築補助や自主防災活動支援補助、簡易児童遊園施設整備等補助などの支援策については、引き続き行っていく。			

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	「B」評価は妥当であるが、課題も指摘できるので、引き続き見直しを行いたい。 自治会加入世帯割合(加入率)は重要な指標であるが、加入率だけでは施策の評価とは言い難く、問題が浮かび上がってこない。加入している人の声が反映されるような指標や加入していない人が少しでも加入する気になるような加入率以外の指標が必要と考え、指標の立て方について工夫されたい。また、加入率向上についても、行政からの働きかけとして出前講座を実施したり、自治会と協議を行ったりと、働きかけとしてはまだまだできることがあったのではないかと考えられる。	
	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	「B」評価は妥当であるが、課題も指摘できるので、引き続き見直しを行いたい。 自治会エリアマップの作成や加入促進チラシの作成、回覧板の作成が自治会の活性化につながるような表現を行っているが、直接的にはつながらないように思われる。実際にどう活用したかというような表現を用いるなど、検討されたい。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	「B」評価は妥当であるが、課題も指摘できるので、引き続き見直しを行いたい。 自治会エリアマップの作成や加入促進チラシの作成、回覧板の作成が自治会の活性化につながるような表現を行っているが、直接的にはつながらないように思われる。実際にどう活用したかというような表現を用いるなど、検討されたい。	
その他意見等	行政評価は責任追及に用いるのではなく、見直すことによって、よりよい方向に改善していくためのものである。「B」評価は妥当とするが、見直しの意識をもって、今後取り組まれない。 現在ある自治会の問題について、自治会役員への仕事の負担が重く、自治会活動に影響を与えているという議論を行ったが、これに対して、行政から自治会へヒアリング等を実施し、それぞれの自治会が抱える具体的な問題について検討されたい。		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等				(千円)		
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 自治会活動支援事業	任意自治	政策	自治会活動を支援するため、町政協力費等の支給や新たに住宅開発等が行われた地域などで自治会組織を結成する場合に支援を行う。	6,999 (8,151)	6,237	C 自治会エリアマップを活用し、未加入世帯を把握することにより、各自治会との協議・調整を行うなかで、今後、未加入世帯に対する加入案内等のPRに取り組む。また、加入率の分母となる町全体の世帯数について、今後は国勢調査の世帯数を活用するなかでより実態に近い加入率を求めていく方向で進める。
② 自治会連絡調整事業	任意自治	政策	自治会活動を支援するため、自治会長会を年2回、自治会長同士が意見交換を行う自治会長サロンを年1回それぞれ開催する。 (平成27年度は、自治会長サロンに代え、第5次総合計画に係る自治会長懇談会を開催した。)	4,070 (5,222)	4,246	B 自治会長サロンにおいて、引き続き、自治会長相互の意見交換や困りごとの相談に応じていく。
③ 公会堂等新增改築補助事業	任意自治	政策	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる公会堂や集会所の改修などに係る事業費の一部を補助する。	229 (949)	22,146	B より適正な補助となるよう検討しながら、継続して事業を進める。
④ コミュニティ活動支援事業	任意自治	経常	地域住民のコミュニティ活動を支援するため、地域の団体等において取り組む活動に対し、助言や支援等を行う。	2,300 (3,740)	0	B 地域団体を支援する立場から、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業の周知、交付申請の受付事務等を行う。
⑤ 簡易児童遊園施設整備等補助事業	任意自治	経常	自治会が管理している簡易児童遊具の施設整備や補修を支援するため、その事業に係る事業費の全部又は一部を補助する。	0 (0)	100	B 当該事業費に対する補助は継続していく。
⑥ 公会堂等バリアフリー化補助事業	任意自治	政策	地域の公会堂等を高齢者や障がいのある方が利用しやすくするため、公会堂等を管理する自治会に対し、バリアフリー化改修等に要する費用の一部を補助する。	0 (72)	1,000	E ほとんどの自治会でバリアフリー化の補助を既に活用している。今後、公会堂等の耐震化補助も視野に入れ検討する。
決算額・予算額 計				13,598 (18,134)	33,729	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<p>&lt;区分1&gt;</p> <p>法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)</p> <p>義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)</p> <p>任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)</p>	<p>&lt;取組方針&gt;</p> <p>新: 新規事業</p> <p>A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)</p> <p>B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)</p> <p>C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)</p> <p>D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)</p> <p>E: 統合(今後、他事務事業と統合)</p> <p>F: 終了・休止・廃止</p>
<p>&lt;区分2&gt;</p> <p>政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)</p> <p>経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)</p>	
<p>&lt;人件費含む決算額&gt;</p> <p>事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。</p>	

施策名: 効率的な行財政運営

1. 施策の基礎情報		担当課	行財政課		
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり			
	章	第2章 柔軟で効率的な行財政運営と情報化を推進する			
	節	第1節 行財政運営			
成果目的	質の高い行政サービスを提供するため、IT(情報技術)の有効活用やアウトソーシングを促進するとともに、近隣行政との広域連携などにより、行政コストの効率化を図ることで、持続可能な柔軟性のある行財政運営を推進する。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	長引く景気の低迷により、国・地方自治体においても、大変厳しい財政状況にあって、国において、三位一体改革をはじめ、歳入・歳出両面での一体的な改革が推進されていた。本町においても町税収入は、平成9年度をピークに長期の景気不況の影響により大きな減収が続くなか、高齢化の進行や住民ニーズの多様化・高度化などによって財政需要は大きく増加するなど行財政を取り巻く環境はますます厳しくなってきた。また、住民の多様な行政需要に対応していくためには、限られた財源の有効活用を図り、安定した税収確保や受益者負担の適正化による財源確保を図るなどの健全な財政運営が急務となっていた。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いている。特に、少子・高齢化問題をはじめ増税を前提とした社会保障制度の見直し議論や原発事故に伴う将来的なエネルギー政策問題など様々な課題が山積しており、国の経済政策等により景気はゆるやかな回復基調が続いているが、地方が景気回復を実感するまでは至っていない状況にある。一方、地方分権については、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、翌年には第1次・第2次地方分権一括法が、平成25年には第3次地方分権一括法が施行され、国・府の事務権限が市町村へと移譲が進んできている。 そのような状況にあって、本町の財政状況は、平成27年度の実質単年度収支額が約2億円となり、7年連続の赤字から黒字へ転じたところであるが、地方税法の改正により法人税割の税率が下がり町税は約6千万円の減収となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度の91.7%から89.9%と若干回復はしたが、財政の硬直化が改善したとは言えない状況である。				
主な事務事業の取組内容	「第5次行政改革大綱及び同実行計画の推進」・「広域化の推進」				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
経常収支比率 ((経常経費充当一般財源/経常一般財源総額) × 100) ※妥当値 町村: 70%		%	91.7	85.0	89.9
*財政力指数 ((基準財政収入額/基準財政需要額)の過去3年間の平均値)			1.046	—	1.057
公債費負担比率(10%を超えないことが望ましい)		%	6.1	7.0	4.5
債務残高(一般会計) * 各年度末(債務負担行為含む)		千円	3,811,263	3,900,000	3,592,498
基金残高(一般会計) * 各年度末		千円	2,445,570	2,200,000	2,604,550
3. 施策の事務事業費				(千円)	
平成 26 年度 決算額	22,904				
平成 27 年度 決算額	10,602				
平成 28 年度 予算額	20,683				
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<p>&lt;観点&gt; 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。</p> <p>本町の財政状況は、昭和47年度以降、京都府内では唯一の普通交付税の不交付団体として、今日まで継続してきており、平成27年度決算状況における各種財政指標や財政健全化判断比率については、京都府内の市町村や他の類似団体と比べても健全な財政状況となっている。また、実質単年度収支については、7年連続しての赤字から黒字に転じており、行財政改革の効果も一定現れていると考えられる。経常収支比率も89.9%となり、前年度から1.8ポイント改善したが、しかしながら依然高い比率となっており、財政の硬直化が続いている。今後の景気改善が不透明な中において、町税が大きく増収に転じることは難しいことから、今後とも歳出削減に向けた取組を進める必要がある。なお、総合的な評価としては、公債費比率や財政健全化判断比率は安定していることから、概ね財政的には健全化が保たれているものと判断している。</p>				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<p>&lt;観点&gt; 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。</p> <p>当該施策の推進における事務事業の構成については、行政改革推進事業をベースとしていることから妥当であると考えられる。なお、今後の経済情勢がさらに悪化し、町税の減収が進行する場合には、普通交付税の交付団体となる可能性が高まってくることから、健全で持続可能な行財政運営を行っていくための基本方針である「第5次行政改革大綱」に掲げる(1)中期財政計画の策定や収率率の向上など財政健全化の推進、(2)公共施設の管理運営の合理化や広域行政の推進など組織効率化の推進、(3)住民サービスの最適化と協働の推進の重点項目について、確実に実行していくとともに、さらに効果的なものとなるよう、「行政改革大綱」の見直しを行っていく必要があると考える。</p>				
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<p>&lt;観点&gt; 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。</p> <p>平成26年度から消費税率が8%となり、更に平成31年10月からは10%となることが予定されている。消費税率の引き上げは、本町においても町税の大幅な減収が予想されるなど、財政運営は非常に厳しいものになってくるものと考えている。このような中、老朽化が進む公共施設の維持管理等の運営を計画的に進めなければならない。</p>				
施策の方向性	<p>&lt;観点&gt; 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。</p> <p>依然として厳しい財政状況の中、町税の減収に歯止めをかけることは、町レベルの対応では難しく、このような景気の低迷が続くなかでは、歳入に見合った歳出に抑制していく必要がある。このようなことから、今後、効果的に事業展開を行っていくには、行政評価を積極的に活用することで事務事業の優先度を明確にするともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めていかなければならない。</p> <p>また、現行の行政改革大綱(第5次)を確実に実行するとともに、次期(第6次)大綱に向けての検討を進めていく必要がある。</p>				

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、	( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒	前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 経常収支比率の減少については、行政組織のスリム化が実施できたことであり、達成しているといえる。 しかしながら、施策の評価をするにあたって、経常収支比率を下げるために、予算編成時に経常的なものについて5%シーリングの取組や、ペイジーやコンビニ収納などの町税を納めやすい環境づくりの取組など、具体的に記載した方が説明しやすいと考えるので、今後検討されたい。 ※ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、	( ) 妥当である ( ● ) 妥当ではない ⇒	前年度評価『 B 』が妥当である
	「B」評価が妥当であると考えられる。 職員の事業への取り組む努力については十分に評価できる。しかしながら、財政の状況については外部要因の影響があるものの、行政改革についてはまだ十分に実を結んでいない部分も見受けられる。また、公共施設の管理運営の合理化や広域行政の推進に関しては課題もあると思われる。これらの視点から、事務事業の内容について、もう一度見直すなどまだまだ検討の余地があると思われるので「B」評価とする。		
その他意見等	計画を評価する際に、シンプルな方法は当初の計画に対して、どのくらい達成したのかという結果や成果を見ることである。この施策評価シートにも計画や大綱が複数出てきているが、指標を設定するときに参考とされたい。		

( 参考 )

施策を構成する事務事業の取組方針等				(千円)	
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額 取組方針
① 行政改革推進事業	任意自治	政策	効果的で持続可能な行政運営を行うため、第4次行政改革大綱の基本部分を引き継ぐかたちで平成25年3月に「第5次行政改革大綱」を策定し、平成25年10月にはその重点項目について、実施時期や実施方法などを具体的に定めた「久御山町第5次行政改革大綱実行計画」を策定した。平成25年度から28年度まで実行計画期間と位置づけ、行政の改革・改善を推進していく。	0 (3,960)	289 C
② 行政評価制度推進事業	任意自治	政策	行政の事務事業の選択と集中による効率的な施策推進と職員の意識改革や事務の効率化を図るため、事務事業評価及び施策評価を行う。	0 (7,272)	263 B
③ 総合計画推進事業	任意自治	経常	町政運営の基本となる総合計画を推進するため、その計画の実現に向けた計画の進捗管理を行うとともに、基本計画で示された施策について、財政措置等の対応も組み込み、3か年を計画年次とした実施計画を毎年度策定し、事業実施後については毎年度実績調書を作成する。 平成28年3月に、平成28年度を始期とする第5次総合計画を策定した。	5,944 (11,776)	2,310 A
④ 賦課徴収一般事務費	法定受託	経常	土地及び家屋の3年間の資産価格の変動に対応するため、土地については不動産鑑定評価等により評価額を適正な価格に見直し、家屋については国の基準等により評価額の見直しを行う。評価にあたっては、航空写真等を参考に現地・家屋評価を実施する。また、償却資産については、取得価格及び経過年数を考慮して評価額を決定する。土地、家屋、償却資産について、評価額をもとに課税台帳を作成し適正な賦課を行う。その他、住民税や国民健康保険税、軽自動車税の適正な課税を行うため、必要な事務処理を行う。	4,615 (29,448)	17,764 B
⑤ 税制啓発事業	任意自治	経常	税の仕組みや税制改正などを広く住民に理解していただくため、広報誌やホームページ等により周知・啓発を行う。	43 (2,016)	57 B
決算額・予算額 計				10,602 (54,472)	20,683

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>  
法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>  
政策: 政策的な事務事業(投資的・経常的・住民へのアピール度が高い事務事業)  
経常: 経常的・事務事業(主に義務的・経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>  
事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>  
新: 新規事業  
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)  
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
F: 終了・休止・廃止

施策名: 防災対策の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	総務課		
総合計画上の位置付け	編	第6編 自然と人がともに生きる安全で安心な暮らしの基盤づくり			
	章	第2章 安全で安心なまちをつくる			
	節	第1節 防災・防犯			
成果目的	「久御山町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災用資機材の整備や防災情報システムなどの防災基盤や広域的防災体制の整備、施設や住宅の耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを目指す。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	久御山町は、宇治川と木津川に挟まれた低地にあり、宇治川の決壊や古川の溢水など幾度となく浸水の被害を受けており、そのための河川改修や排水機場の整備のほか、防災パトロールや防災訓練などの防災体制づくりに取り組まなければならないが、今後も自主防災組織の育成や防災情報システムの運用など総合的な防災対策に取り組む必要がある。				
現在までの社会情勢・法制度的変化	東角校区の防犯・防災対策協議会(平成13年度発足)に加え、平成21年度には佐山校区、平成27年度には御牧校区においても自主防災対策協議会が結成され、防災訓練が実施された。また、頻繁に発生する地震や風水害に対して、万全な体制がとれるよう防災無線の運用に続いて、平成22年度にはJ-ALERT(全国瞬時警報システム)の整備を行い、平成25年度にはJ-ALERTにより受信した情報を直ちに住民へ周知できるよう自動起動装置の整備を行った。				
主な事務事業の取組内容	防災事業においては、宇治川、木津川での水防訓練、各小学校区での自主防災組織による防災訓練、自主防災組織への防災無線の運用訓練などを行った。特に防災無線の運用訓練や住宅の耐震化の促進を進め、災害に強いまちづくりを目指した。				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
自主防災組織活動支援補助		団体数	7	10	5
水防訓練		人	70	70	65
木造住宅耐震診断事業		件	8	8	3
木造住宅耐震改修事業		件	4	8	3
木造住宅用家具転倒防止事業		件	2	10	2
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額			9,869		
平成 27 年度 決算額			13,002		
平成 28 年度 予算額			10,790		
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度的変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。				
	自主防災組織未加入者についての対策が必要で、北畑西ノ会や宮ノ後等の自治会のない所にも自主防災会立ち上げが必要。避難情報等の伝達について、自治会未加入者や企業への伝達について課題がある。				
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。				
	全町的な地域防災力の向上に繋がるよう啓発に努めていくために、自主防災組織の結成と支援を今後も進めていく。また、防災行政無線の同報無線等、全ての人に効果的に防災情報を伝達できるシステムの構築に努めていく。				

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	「B」評価は妥当である。 しかし、指標の設定には工夫が必要と考える。現在、設定している指標も重要な指標と考えるが、例えば、緊急災害情報を受信できる登録率、町職員の災害対策本部動員に係る職員の参集状況の結果や町職員の転倒防止対策への取組率、協定を結んだ企業の数など、他に指標設定ができないかどうか検討されたい。	
	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	「B」評価は妥当である。 コメントとしては、成果目的の達成度と同じ内容でよいと考える。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	日頃の町職員の事業に対する努力に係るような指標を立ててもよいと考える。久御山町として日々どのような取組を行っているか、この施策の評価から見えてくるのもよいと思われる。	
その他意見等			

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等							(千円)
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度		
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 地域防災対策事業	義務自治	政策	地域防災の推進(防災パトロールを実施、防災会議の開催、地域防災計画の見直し等)、気象情報の監視、新型インフルエンザ等対策	7,307 (9,467)	3,254	A 減災に繋がるよう、防災会議の開催や、気象情報の監視や防災パトロールを実施、住民の安心・安全を守って行く。	
② 自主防災組織活動支援事業	任意自治	政策	自主防災組織の活性化と活動体制の整備のため自主防災リーダー研修会を実施し、防犯防災の活動資材の購入や活動に対する補助を行う。	583 (2,423)	824	B 被害軽減対策の活動が十分行えるよう、今後も継続して支援していく事業である。	
③ 風水害対策事業	義務自治	政策	災害時における迅速な活動のため、水防体制の強化、水防工法の習得と技術の向上を図るため水防訓練を実施する。	158 (1,438)	278	B 訓練内容、実施方法など、随時に見直しを図り効果的な訓練とする。	
④ 地震対策推進事業	義務自治	政策	地震による被害から住民の生命・財産を守るため、木造住宅の耐震診断や高齢者世帯等を対象とした家具等の転倒防止器具取付の補助などを行う。	2,867 (4,867)	3,594	A これまで通り木造住宅耐震診断士派遣事業、耐震改修事業、家具転倒防止器具設置事業を実施することにより、さらなる事業の推進を図って	
⑤ 防災用資機材等整備事業	義務自治	経常	災害時における迅速な防災活動や避難時の非常食等を確保するため、必要な資器材の整備・点検を行うとともに、避難所等での住民に配布する、水、毛布等の備蓄・更新を行う。	2,107 (4,107)	2,840	A 災害に対応できるように防災資機材の備蓄・更新を図っていく。	
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				13,022 (22,302)	10,790		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>  
 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>  
 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)  
 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>  
 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>  
 新: 新規事業  
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)  
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
 F: 終了・休止・廃止

施策名: 高齢者福祉サービスの推進

1. 施策の基礎情報		担当課	住民福祉課		
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり			
	章	第3章 誰もがいきいきと安心して暮らせる福祉のまちをつくる			
	節	第1節 高齢者福祉			
成果目的	「久御山町高齢者保健福祉計画」に基づき、寝たきり予防対策等の介護予防事業の充実とともに、高齢者が誇りと生きがいを持ち、健康で安心して暮らせるまちづくりを進める。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	本町の平成17年度末の高齢化率は16.8%で全国平均と比較して少し下回っている状況であったが、平成27年度末においては28.6%となり、全国平均を上回る状況となった。更に、急速な少子高齢化の進行により、平成34年頃には住民の3人に1人が65歳以上の超高齢社会になることが予測されているなかで、高齢者世帯の増加や介護者の高齢化に伴う老老介護などの社会情勢とともに、認知症対策や寝たきり予防対策など長寿社会に対応していくうえでの様々な課題が山積している。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成12年4月から始まった介護保険制度は、様々な課題を抱えながらも定着してきたが、平成18年の法改正を受け、第3期(平成18年度~20年度)から、介護と医療の連携など「在宅支援体制の強化」を図るとともに「介護」を中心としたシステムから「予防重視システム」へと転換が図られた。また、平成26年の法改正で、「地域包括ケアシステムの構築」及び介護保険制度を持続可能な制度とするため、平成27年8月からの費用負担の割合が見直された。				
主な事務事業の取組内容	老人福祉計画と介護保険事業計画と一体化した高齢者保健福祉計画を策定するとともに、高齢者福祉に関する課題について対策を図る高齢者保健福祉計画策定等事業をはじめ、14の事業を実施した。				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
要介護認定者数		人	777	682	805
サービス受給者数		人	630	567	641
シルバーホン設置者数		人	151	165	151
健康センタートレーニングルーム利用者数		人	10,164	9,600	10,843
介護保険利用者負担額軽減認定者(法人減免利用者)		人	30	30	29
在宅高齢者おむつ等支給者数		人	172	170	173
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額		1,134,953			
平成 27 年度 決算額		1,178,280			
平成 28 年度 予算額		1,353,250			
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 地域支援事業での二次予防事業は、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者全員に基本チェックリストによるアンケートを実施し、その判定結果から要支援、要介護状態になるおそれがある高齢者(二次予防事業対象者)を抽出し、運動機能の向上、栄養改善や口腔機能向上などを内容とし、町内4か所で行う「いきいきスマイル塾」に参加していただいた。 要介護高齢者や二次予防事業対象者に対し、幅広く事業が展開できた。 また、介護予防拠点施設として平成15年に開設し、平成21年度から指定管理制度により委託運営をしている健康センターいきいきホールの開館時間を7月から3か月間、1時間早くすることで利用者数は前年度利用者数を大きく上回り、成果目的は概ね達成されている。 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急の場合の通報や相談対応を簡単な操作で行うことができるシルバーホンを設置し、在宅生活を支援した。また、在宅の要介護高齢者でおむつを使用される人に対し、おむつを支給することで、本人及び介護者の負担の軽減及び経済的な支援をするなど、成果目的を達成している。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう「在宅高齢者おむつ等支給事業」や「緊急時在宅高齢者あんしん事業(シルバーホン設置)」など在宅高齢者を支援する在宅福祉サービスや地域支援事業の二次予防事業である「いきいきスマイル塾」、一次予防事業の「いきいきハツラツ塾」、そして、認知症予防事業など個々の事務事業の取組み内容の進捗状況に課題はあるものの、概ね妥当な構成となっている。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 本町では、今後、ますます高齢化率が高くなり、また、要介護等認定率が高くなる後期高齢者(75歳以上)の割合が平成27年度末では11.7%であるが、団塊の世代が大量に後期高齢者になる平成37年には31.4%になると推計され、さらに高齢者の増加が予想されるなか、介護予防の取組みを強化することで、要介護認定者を増やさないことが重要となる。 平成27年度末に、要介護認定者数が800人を超え、居宅サービスや施設サービスの需要が高まるともに、家族介護力の低下やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者に対する取組みがより重要な施策になってくるものと考えられる。 平成29年4月から、要支援者に対する総合事業を実施するため、現在実施している介護予防事業の見直しや充実、また、関係機関等と調整をしながら、新たなサービスの実施に向け、事業を整備することが必要である。				
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 高齢者福祉サービスについては、今後も、介護保険制度を中心とする介護予防に重点を置いたなかで、認知症高齢者をはじめ要介護者に対する支援を積極的に進める。 また、超高齢社会となる平成35年を見据えるなかで、介護予防事業を充実することにより、要介護認定者数の増加を抑制し、要介護度を上げない取組みを継続的に展開していかなければならない。 年々、高齢化率が進行する中で、ひとり暮らし高齢者の増加、老老介護や認知介護の問題など、介護力の低下による在宅介護の将来が懸念されており、「第7次高齢者保健福祉計画」を基に、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の居場所づくり、認知症カフェの事業を推進するなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう事業を実施する。				



外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 介護保険制度に準ずる部分については「A」評価であり達成しているが、高齢者福祉サービスの推進としては介護保険制度以外の要素について課題があるとして、評価としては「B」評価とする。その際に、どういった取組を実施して、どういった結果になったなどの表記をこの施策評価シートに記載いただきたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 指標にあるが、シルバーホン設置者数だけでは評価しにくい。対象者に対してどれくらい設置しているのかを表す設置率を把握する必要がある。施策を推進していくうえでは、比率の推移を分析することによって、見直しの検討につながると考える。このような政策需要の母数の把握について努められたい。事業を実施しているという政策努力は認めるが、事業を実施することでどういった目標につながるのかも一度見直すことを課題として挙げる。
その他意見等	(特に意見なし)

( 参 考 )

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 高齢者保健福祉計画策定等事業	任意自治	政策	高齢者福祉を総合的に推進するため、3年ごとに本町の保健福祉の現状をふまえるなかで、新たな目標を設定した「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体化した計画を策定するとともに、高齢者福祉に関する課題などについても適正な対策を図る。	439 (2,599)	2,487	B 第8次高齢者保健福祉計画(平成30年度～32年度)の策定のため保健福祉委員会を設置する。
② 福祉有償運送等運営協議会事業	任意自治	政策	移動が困難な人の外出を支援するため、ボランティア有償運送について、協議会を設置し、総合調整・推進を図る。	0 (0)	39	B 開催年度は3年に1度。次期開催年度は平成28年度である。
③ 養護老人ホーム入所措置事業	任意自治	経常	高齢者の生活支援をするため、老人福祉法に基づき、在宅では心身の健康保持や安定した生活をするのが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームに措置入所を行い、入所者の収入に応じた費用の一部を負担させる。	5,390 (6,110)	6,924	B 環境上及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、心身の健康保持、生活の安定のため、養護老人ホームに措置入所を行う。
④ 地域福祉センター施設維持管理事業	任意自治	経常	地域福祉センターの機能を保持するため、設備管理、清掃業務等の必要な維持管理を行う。	10,530 (10,602)	10,937	B 地域福祉センター「さつき苑」の機能を保持するため、設備管理、清掃業務等の必要な施設維持管理を行う。
⑤ 老人医療費等助成事業	任意自治	経常	65歳～69歳で所得税非課税世帯等の高齢者に対し、医療費の一部を助成する。	18,711 (19,675)	19,604	B 医療費を助成することで、世帯の経済的負担を軽減する。
⑥ 地域ケア事業	任意自治	経常	高齢者が適切な福祉サービスを受けられるようにするため、医師や保健師などで構成する町地域ケア会議により各種サービスの総合的な調整・推進を図る。	28 (748)	173	B 様々な課題を抱える高齢者の困難な課題を医療・介護・予防・福祉関係者等によって対応を協議する場として、地域ケア会議を開催する。
⑦ 高齢者自立支援事業	任意自治	経常	在宅ひとり暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で自立して生活ができるようにするため、シルバーホンの設置を行うとともに、や高齢者住宅改修助成事業などのサービスを提供する。高齢者世帯に「高齢者あんしんガイド」を配布し、町が実施する福祉サービス等について情報提供を行う。	4,686 (6,866)	6,091	B シルバーホン設置については、65歳以上の高齢者が増えるなか、設置基準についても拡充を行い、高齢者の在宅生活を支援する。 また、認知症予防事業として「認知症カフェ」を開設する。
⑧ 健康センター施設維持管理事業	任意自治	経常	寝たきりなどの予防や健康増進のため、40歳以上の住民を対象に、トレーニングマシン等を活用した運動指導や介護予防教室等を指定管理者(民間事業者)により実施する。 また、健康センターの機能を保持するため、設備管理、清掃業務等の必要な維持管理を指定管理者により行う。	21,253 (21,973)	21,756	B 平成21年度から指定管理者制度による民間委託を導入。平成28年度には、1年間を通じて開館時間を1時間早める。また、教室の定員枠の拡大や内容の拡充等を図る。
⑨ 介護予防運動指導事業	任意自治	経常	高齢者の健康増進と寝たきりなどの予防のため、60歳以上の住民を対象に、健康センターで実施している運動指導事業「いきいきハツラツ塾」をクロスピア等でも利用できる機会を設ける。	1,222 (3,402)	3,922	B 「いきいきハツラツ塾」を各地域の集会所においても実施することで、事業の充実を図る。

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
⑩ 地域支援事業	任意自治	経常	高齢者が、可能な限り地域で自立した日常生活を営めるようにするため、健康状態をチェックする基本チェックリストを配布し、通所型介護予防事業として運動機器による機能向上を中心とした「いきいきスマイル塾」を町内4箇所で実施する。 また、認知症を理解し、自らが認知症にならないための認知症予防教室を実施する。 併せて、平成27年度から介護予防等の総合的な相談ができる地域包括支援センターを久御山町社会福祉協議会に委託して行う。	35,668 (38,548)	36,946	B 平成29年4月に介護予防・日常生活総合事業に移行。現在の介護予防事業と要支援1・2の通所介護、訪問介護について、町の社会資源をどのように活用していくか検討する。
⑪ 介護保険給付事業	義務自治	経常	高齢者が要介護になった場合に安心して介護が受けられるようにするため、介護保険制度による法定サービスとして提供される介護サービス等諸費に係る費用の給付を行う。	1,079,145 (1,079,865)	1,231,359	B 安定的、持続可能な介護サービスの給付ができるよう、ケアプランの点検や事業者の介護報酬請求の給付適正化事業に取り組む。
⑫ 介護保険利用者負担額軽減事業	任意自治	経常	介護保険利用者の負担軽減を図るため、介護サービス利用者負担減免を行う社会福祉法人に対して、その一部を補助する。	963 (2,403)	1,157	B 法人減免の助成を実施していただける事業所の拡大に努める。 介護保険制度改正により、負担限度額認定の審査基準に預貯金等を勘案することとなる。
⑬ 高齢者生活支援事業	任意自治	経常	介護が必要な高齢者の在宅介護を支援するため、介護保険サービスの他に、高齢者生活支援や高齢者短期入所、在宅高齢者おむつ等支給、寝具類洗濯乾燥消毒サービスなどを行う。 また、虚弱な高齢者が寝たきりにならないようにするため、地域の集会所等を利用したミニデイサービスを町社会福祉協議会に委託して行う。	4,935 (7,095)	5,958	B 在宅で寝たきり高齢者に対しおむつ等を支給するとともに、寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行うことで在宅介護を支援する。 また、虚弱な高齢者が寝たきり等にならないようにするため、地域の集会所等を利用したミニデイサービスを町社会福祉協議会に委託して実施する。
⑭ 高齢者元気回復事業	任意自治	経常	高齢者の健康保持・増進を図るため、65歳以上の高齢者に対し、はり等の施術費の一部を助成する。	1,940 (4,100)	2,535	B 高齢者の健康保持・増進を図るため継続して事業を実施する。
⑮ 絆見守りネットワーク推進事業	任意自治	経常	住民が安心して生活できるように「絆ネットワークコーディネーター」を配置し、高齢者・子ども・防犯の見守りの各ネットワークとの連携をコーディネートするとともに、関係機関との連携を図り、見守り体制の構築について、久御山町社会福祉協議会に委託する。	3,900 (4,620)	3,362	B 平成27年度で事業に係る京都府の補助金が終了するが、今後は、久御山町社会福祉協議会への補助金事業として引き続き実施する。
決算額・予算額 計				1,178,280 (1,198,004)	1,353,250	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)  
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業  
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)  
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
F: 終了・休止・廃止

施策名: 子育て支援の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	子育て支援課		
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり			
	章	第2章 安心して子どもを生み育てることができるまちをつくる			
	節	第1節 子育て支援			
成果目的	住民が、安心して子供を産み、育てることができるまちをつくる。同時に、住民が、子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行う。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	子育て支援の拠点がなく、核となる施設づくりが必要であった。また、地域で支える仕組みも乏しく、子育て家庭にとっての相談窓口も整備が遅れていた。 働きながら子育てができるような環境を整備し、子育て負担の軽減を図る必要があった。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成20年度に子育て支援の拠点となる「子育て支援センター」がオープン。平成22年度から5年間の子育て支援を推進する計画として「久御山町次世代育成支援後期行動計画」を策定した。平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行された。本町では、この新制度と合わせて、久御山町子ども・子育て支援プランを策定し、教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく。				
主な事務事業の取組内容	①子育て支援センター事業 ②児童虐待対策事業 ③子育て支援医療費助成事業 ④保育所運営事業 ⑤病後児保育事業				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
子育て支援センター利用人数		人	8,557	10,000	7,777
子育て支援センター育児相談等件数		件	58	100	37
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額	351,291				
平成 27 年度 決算額	597,381				
平成 28 年度 予算額	845,286				
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 子育ての拠点として整備した子育て支援センター「あいあいホール」は、多数の利用者でにぎわい親子で参加するベビーマッサージ等の事業も盛況である。利用人数については、前年に比べ減少はしているが、開館当初の利用者からの世代交代時期ともなり、本当に施設・事業を必要としている利用者へ淘汰され、安定利用時期にきていると考えている。 町独自の子育て支援医療費助成事業においては、平成27年9月に中学生まで拡大し、子育て世帯の医療費の軽減を図っている。ファミリーサポート及び子育て短期支援事業、病後児保育事業については利用が低調であるため、利用者ニーズの的確な把握が必要である。 総合的にみて、子育て支援センター「あいあいホール」の運営、相談事業などの展開、児童虐待対策や子育て医療の充実などから概ね成果が出ているため「B」評価とする。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 平成24年8月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行された。この新制度と合わせて、久御山町子ども・子育て支援プランを策定し、幼稚園・保育所の運営、一時保育事業や病後児保育事業、保護者負担軽減の施策など教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に取り組んでいることから概ね妥当であると考えられる。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 児童虐待ケースの増加 ファミリーサポート事業の利用拡大、保育所ニーズの増大				
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 法改正による要保護児童地域対策協議会事務局の充実(専門員を配置)や良質な育成環境を保障し、質の高い教育・保育事業の実施とそれぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応していく。				

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 子育て支援の拠点として立ち上げた子育て支援センターあいあいホールについて、現在の実態や体制が時代とともに変化も生じていることから、今後は子育てに悩む利用者の問題に対して解決できるよう検討も必要である。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 上記の成果目的の達成度の部分と関連するが、教育・保育、地域の子ども・子育て支援を全体的に考えたときに、今後の検討も必要と考える。
その他意見等	子育て支援センターあいあいホールの役割として、今後、イベントだけでなく子育てに関しての最初の第一となる相談窓口という考え方を持ちながら、工夫を凝らしていくことが必要である。

( 参考 )

施策を構成する事務事業の取組方針等

				(千円)		
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 子育て支援推進事業	任意自治	政策	久御山町子ども・子育て支援プランの進捗管理及び子ども・子育て会議を運営する。	172 (1,972)	1,383	B 子ども・子育て支援プランの進捗管理及び子ども・子育て会議の運営 認定子ども園整備計画
② 子育て支援センター事業	任意自治	政策	子育て家庭を支援するため設置した子育て支援センターを中心に、毎週1回のみらくサロン事業や中高生・大学生・高齢者との交流会、保健センターで月2回開く親子サロン事業などを実施している。 また、来館者の子育ての相談に応じたり、家庭の悩みを聞いたり等、支援を行っている。ファミリーサポート事業の事務局としても機能している。日曜(除 第2日曜日)・月曜 閉館。	8,009 (18,729)	7,661	A 平成25年4月から、月1回第2日曜日の開館を実施し、利用状況を調査する。
③ 子育て支援センター施設維持管理事業	任意自治	経常	子育て支援センターの維持管理費用を計上。	2,123 (2,763)	1,668	B 子育て支援センターを安全に運営するために、施設の維持管理に努める。
④ 児童虐待等対策事業	任意自治	政策	児童虐待の早期発見、対応を図るために設置した町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連絡調整・情報共有を行う。代表者会議のほか実務者会議、個別ケース会議を行う。	0 (8,560)	35	B 町要保護児童対策地域協議会を運営する。代表者会議1回、実務者会議3回、必要に応じてケース会議を開催する。 また、複雑化している児童虐待の早期発見、迅速・的確な対応のため、民生児童委員、保育所、幼稚園、子育て支援センター等との連携を強化する。
⑤ 児童手当支給事業	法定受託	経常	平成23年度で子ども手当は終了し、平成24年度からは子ども手当(特措法)をベースとした児童手当が開始。所得制限は平成24年6月分の手当から実施。 (児童1人あたり月額) *H24.2月～3月(子ども手当) *H24.4月～(児童手当) ・3歳未満、小学校修了前第3子以降 …15,000円 ・3歳以上～中学校修了前 …10,000円 ・特例給付(所得制限オーバー) …月額5,000円(H24.6月～)	282,565 (284,725)	281,215	B 児童手当支給 (児童1人あたり月額) ・3歳未満、小学校修了前第3子以降 …15,000円 ・3歳以上～中学校修了前 …10,000円 ・特例給付(所得制限オーバー) …月額5,000円
⑥ 子育て世帯臨時特例給付金支給事務	法定受託	経常	消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。 @3,000×2,064人	9,236 (6,912)	0	F 廃止
⑦ 幼保保護者負担軽減事業	任意自治	経常	町立保育所に通う保育所児童、町立幼稚園に通う幼稚園児及び保育所分園児の日本スポーツ振興センター共済掛金に対して全額補助を実施した。 また、幼稚園5歳児の給食費に対し、月額360円(年額3,960円(8月は給食なし))の補助を実施した。	360 (1,100)	384	B 町立保育所に通う保育所児童、町立幼稚園に通う幼稚園児及び保育所分園児の日本スポーツ振興センター共済掛金に対して全額補助を実施する。 また、幼稚園5歳児の給食費に対し、月額360円(年額3,960円(8月は給食なし))の補助を実施する。
⑧ 幼稚園・保育所看護師配置事業	任意自治	政策	病後児童やアレルギー、障害のある子どもへの保育ニーズに応えるとともに近隣住民の子育て、妊娠、出産などへの相談に応じるため、幼稚園・保育所専属の看護師(保健師)の雇用を検討する。	0 (0)	0	病後児童やアレルギー、障害のある子どもへの保育ニーズに応えるとともに近隣住民の子育て、妊娠、出産などへの相談に応じるため、幼稚園・保育所専属の看護師(保健師)の雇用を検討する。

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
⑨ 保育所運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)	154,236 (158,084)	163,182	B 適正な職員配置を図り、より効率的で効果的な運営を図る。
⑩ 保育所給食運営事業	義務自治	経常	給食運営経費や給食材料費の支出、献立作成などを行う	55,878 (60,840)	61,525	B 安心・安全な保育所給食の実施のために各種給食委員会の開催や栄養士の栄養指導を行う。
⑪ 保育所施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)	19,438 (22,466)	249,270	B 安全・安心な保育環境の質的向上を図る。28年度は(仮称)さやまこども園整備工事を実施する。
⑫ 保育所施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)	16,868 (18,316)	20,810	B 施設の適正な維持管理を実施する。
⑬ 病後児保育事業	任意自治	経常	保育所・幼稚園に通所中の児童が病気の回復期で集団保育が困難な時、一時的にその児童を預かる事業を京都市づ川病院内病後児保育センターにおいて実施する。	121 (195)	1,072	B 保育所に通所中の児童が病気の回復期に至っていない又は、回復期で集団保育が困難な時、一時的にその児童を預かる事業を京都市づ川病院において実施する。
⑭ 子育て支援医療費助成事業	任意自治	政策	子どもの健康増進と保護者の経済的負担軽減のため、乳幼児から中学校卒業前までの児童等に対し、医療費の自己負担額の一部を助成する。 対象児童数 1,984人	48,023 (48,987)	54,920	B 府制度に町独自で上乗せをし、小学生までの児童等及び中学生の入院分について医療費の自己負担を助成してきたところであるが、平成27年9月診療分から中学生通院分も対象とし、拡充した。当面は現状を維持していく。
⑮ 養育医療助成事業	義務自治	経常	身体の発達が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療の給付を行う。	352 (1,072)	2,161	B 経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を引き続き実施する。
決算額・予算額 計				597,381 (634,721)	845,286	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)  
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業  
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)  
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
F: 終了・休止・廃止

施策名: 農業施策の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	産業課		
総合計画上の位置付け	編	第2編 豊かな暮らしや人々の活力を創造する産業づくり			
	章	第1章 魅力ある産業を振興する			
	節	第1節 農業			
成果目的	農業者が将来的に、農業の持続的発展ができるよう、農業基盤の整備をはじめ、担い手の育成、安全・安心で高品質な地域農産物の生産、環境にやさしい農業の推進など、各種の農業振興施策を通じて、魅力ある農業づくりをめざす。また、今後ますます農業者の高齢化が進む中で、耕作放棄地対策に取組み、優良農地の確保に努める。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	本町では、昭和41年の国道1号の開通を契機に、工場立地や住宅建設が進み、都市化の進展等に伴って農地が減少するなど、農業を取り巻く環境は著しく変化しました。こうした中において、農業基盤整備を着実に推進し、府内でも屈指のほ場整備率を誇り、専業農家数も京都府平均を上回っている。しかしながら、農業粗生産額は近年減少傾向を示しており、農業の活性化を図るためには、農業基盤のさらなる充実や担い手の確保とともに、地域農産物の久御山ブランド化と消費拡大、環境と調和した農業を推進していく必要がある。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	総合計画策定時から現在までに、日本の経済情勢はリーマンショックの影響などにより景気回復の兆しは鈍く、また、特に農業に関する国の施策としても、食料自給率の向上を目指し、農業振興地域の整備に関する法律、農地法などの改正が実施され、遊休荒廃農地の解消や農用地を確保する施策、久御山農業振興整備計画の見直しを実施することなど、国を挙げての農用地の確保に努めることとなった。これにより、本町でも計画の変更を図ることとなるが、農業振興と開発部局(都市計画)が作成したまちづくりである都市計画マスタープランとの整合性などを図る必要がある。				
主な事務事業の取組内容	認定農業者等確保育成事業、農業団体等育成補助事業、農業振興地域整備計画変更事業、久御山町農業振興施策対策事業、農産物食育推進事業、久御山ブランド推進事業、環境にやさしい農業推進事業、有害鳥獣捕獲事業、水稲農作業受託組織等補助事業、農業近代化資金利子補給事業、農業経営基盤強化資金利子補給事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、農産物直売所運営補助事業、農家組合長支援連携事務、産地確立対策事業など				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
認定農業者数		人	83	83	82
生産調整面積達成率		%	101.98	100.00	107.60
耕作放棄地の割合		%	2.20	1.50	0.40
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額		28,380			
平成 27 年度 決算額		54,475			
平成 28 年度 予算額		50,701			
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 本町は、ほ場整備率も他市町村と比べて高く、都市近郊の地の利もあり、農業を行いやすい環境が整っている。しかし、農業者の高齢化や農産物の価格変動等で農業経営の状況は厳しくなっている。そのような中、平成27年度においても、町単独事業として産地確立対策事業や久御山町農業振興施策対策事業等を引き続き実施し、農業者の経営安定のための支援を行った。また、国や京都府の補助事業も積極的に活用し、農業者の支援に力を入れるなど、今後の農業者の活躍のための支援を行うことができたと考えて、評価は「B」とする。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 今後ますます高齢化が進み、耕作放棄地が増加する恐れがある中、農地を守っていく中核的な担い手となる農業者を育成するとともに、京力農場プランによって中核的な担い手と今後の地域農業のあり方を位置づけ、そして農地中間管理機構を通じて中核的な担い手と農地の出し手をマッチングさせていく。 貴重な限りある資源である農地を守るために、土地改良区などが行う農地防災事業を推進し、農業施設の適正な維持管理のための支援等を実施している。 出荷組合等が共同利用する大型機械の導入等の際には、町が積極的に相談に応じながら、国や京都府の補助金の窓口となり、農業者が受けた融資にも支援を実施している。 農業の状況は、TPPの影響や農産物の価格の状況等によって大きく変動するが、本町は関係機関とも連携を図りながら、時代に応じた支援を常に実施していることから、概ね妥当であると考え。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 農業者の高齢化がますます深刻化するなか、農業を続けられない農家の農地を誰が担っていくのが課題である。しかも高齢者の農家にとって、水稲ならば継続できる可能性も残されているが、米価の下落によって、米の販売だけでは厳しいのが現状である。ましてや、TPPの影響による輸入米の増加や米の直接支払制度の終了などによって、米価の下落に拍車がかかると思われている。そのような状況になってくると、作付を続けられず、耕作放棄地が増加することも懸念され、優良な農地の確保が難しくなってしまう。				
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 上記の課題を踏まえて、農業者の高齢化に対応するには、農地を担う強い農業者を育てていく必要がある。そのためには、強い農業者になる可能性のある農業者に対しては積極的に規模拡大のための相談に応じるとともに、「京力農場プラン」と農地中間管理機構を活用した農地集積を図っていく。 また、京都府や農協とも連携しながら、農産物の付加価値の向上と農業者の所得安定を図る。さらには、多面的機能支払交付金事業や農業農村整備事業により、農業環境の整備を行う。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 事務事業は妥当であるが、施策の指標について、耕作放棄地の割合のような久御山町になじみにくい項目を挙げるよりも、例えば、新規の就農者や農地の集約的な視点から久御山町の個性が表れるような、農業活動の素晴らしさを示すような指標で表現することも必要であると考えられる。については、指標の立て方について、成果目的の達成度を各事業との関連で反映できるような指標を工夫されたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 上記の成果目的の達成度の部分と関連するが、事業内容そのものについてはまだまだ工夫の余地があると考えられる。
その他意見等	(特に意見なし)

( 参考 )

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 巨椋池地区国営附帯府営農地防災事業推進事業	義務自治	政策	国営総合農地防災事業に関連する幹線排水路等の整備工事に係る事業負担を行う。	11,399 (18,815)	3,818	B 本事業は、巨椋池排水機場の全面改修に併せ、幹線排水路及び承水溝等の施設改修を図るもので、農地及び地域住民を災害から守るためにも必要である。
② 農業農村整備事業	任意自治	政策	補助事業により造成された施設の適正な更新と機能保持のため、土地改良区が実施する事業について費用の一部を負担する。	1,446 (1,590)	823	B 大規模な工事などを行うより、施設の更新、機能の維持・管理を行うことにより、コストの削減につなげるため、必要な事業である。
③ 多面的機能支払交付金事業	任意自治	政策	農地の多面的な機能を維持するため、基盤となる土地改良施設の長寿命化を図る。	17,658 (18,810)	17,658	新 事業の適正な執行と地域にとって有益な事業となるよう活動組織や関係機関と連携する。
④ 城西・佐山土地改良区補助事業	任意自治	経常	土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を図る城西・佐山土地改良区に対し事務費の補助を行う。	800 (872)	800	B 今後とも農業基盤の整備を図る必要から、定期的に整備を進めることによりコストの削減に図られるよう、支援を行う。
⑤ 農業振興地域整備計画変更事業	義務自治	経常	良好な農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき適正な農業振興(農業振興地域の区域変更等の整理)を推進する。	91 (1,531)	181	B 良好な農地を保全するため、今後とも必要な変更を農業振興協議会を開催し、審議していただく中で適正に計画変更する。
⑥ 久御山町農業振興施策対策事業	任意自治	政策	農業振興施策等の町長が認めた事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、農業基盤の整備促進及び農業担い手の育成・確保等を図ることを目的とする。	595 (1,583)	3,000	B 本事業は、国・府などの補助事業で事業化できない案件を主に対象としている町単費の補助事業であり、今後とも要望する農業団体や農家に対して、予算の範囲内で適切に支援する方針。
⑦ 農地中間管理事業	任意自治	政策	認定農業者や集落営農組織など中核的担い手の育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用した中核的担い手への農用地等の集積・集約化と有効活用を促進し、本町農業の持続的発展を図る。	2,969 (4,025)	2,973	B 関係機関と連携しながら事業の推進に努め、実績件数の獲得により、耕作放棄地の防止を図る。
⑧ 農産物直売所運営補助事業	任意自治	政策	久御山産農産物のPR、食育・地産地消の推進、農業の振興を図るため、農産物直売所「旬菜の里」の運営に対し、支援を行う。 ・クロスピア販売コーナー運営補助 ・クロスピア加工室運営補助	2,188 (2,752)	2,707	C 直売所の健全な安定経営を目指すための今後の経営戦略方策を見極めるとともに、独立採算運営のために、運営協議会において経営改革に取り組んでもらうよう、人的支援も含めて補助を行う。
⑨ 農産物食育推進事業	任意自治	経常	地産地消や子どもたちが自ら育てることによって食の大切さを学ばせるため、野菜苗を小学校・保育所・幼稚園へ配布する。	41 (125)	61	B 今後とも、地産地消や食育を推進するため、小学校・保育所での給食に久御山産野菜を使用することを推進する。また、子ども達が自ら育てることで、食の大切さを学ぶため、野菜苗を小学校・保育所・幼稚園へ配布することを継続していく。

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度	平成 28 年度		
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
⑩ 野菜等経営安定対策事業	任意自治	経常	国民生活上及び地域農業振興上の重要性から、指定野菜に準ずる野菜などの価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することによって野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る制度で、本町の場合、対象は夏秋なす及び万願寺とうがらしの生産農家へ支援をしている。	892 (1,612)	1,075	B	生産農家が負担する資金補給額は年度によって増減するが、生産農家のみで負担することにより、安定した農業生産の妨げとなる可能性もあるため、行政支援は必要であり、今後支援を行う。
⑪ 久御山ブランド推進事業	任意自治	政策	町特産農産物の消費拡大および農業生産者の意欲の向上、地産地消を推進するため、久御山ブランド化推進事業として、袋詰めフィルムやビニ帯を購入した農家に対し補助を行うとともに、久御山産の地場野菜を広くPRするためのポスター作成などの取り組みを行う。	2,029 (2,169)	2,524	B	久御山ブランドの推進は、久御山産野菜の普及拡大にも必要な取り組みであり、今後は事業内容を検討していきながらブランドの向上に努める。
⑫ 環境にやさしい農業推進事業	任意自治	政策	環境にやさしい農業を推進するため、有機堆肥づくりや化学肥料・農業低減技術などで環境に配慮した農業を実施する農家(エコファーマー)に対し土壌分析費用の補助を行う。また、使用済ビニールの野焼き等の防止と、生産・生活環境の保全のため、JAが行う廃棄ビニールの回収事業に対し、補助を行う。	604 (744)	640	B	野焼き防止のためにも廃棄ビニール補助についても継続していく必要があり、エコファーマーを取得する農業者を支援するため、土壌改良の補助も続ける。
⑬ 有害鳥獣捕獲事業	任意自治	経常	農作物等の被害防止のため、宇治猟友会に有害鳥獣の捕獲・処理を委託する。また、鳥獣捕獲飼養等の許可事務を行う。 また、アライグマ防除京都広域協議会に加盟し、捕獲されたアライグマの最終処分を協議会で実施。	702 (1,398)	718	B	有害鳥獣による農作物の被害は今後も同程度で推移していく見通しである。猟友会と連携しながら被害の減少に努めたい。
⑭ 産地確立対策事業	任意自治	政策	国が実施する「経営所得安定対策」に対応するため、本町の特色を生かした生産性の高い農業に支援を行うとともに、事業を推進する。	11,629 (15,789)	12,282	B	平成30年度には米の生産調整が廃止される中、今後とも農業の生産性を高めるための事業として、他の事業と連携を図りながら取り組んでいきたい。
⑮ 水稻農作業受託組織等補助事業	任意自治	経常	農業者の高齢化や水稻生産で機械化が図れない零細農家の増加に伴う水田の不耕作地および荒廃農地を防ぐために、農作業を請け負う水稻受託組織生産組合に対し補助する。	718 (858)	667	C	農業者の高齢化や水稻生産で機械化が図れない零細農家が増加する中、不耕作地および荒廃農地を防ぐためにも、農作業を請け負う水稻受託組織生産組合の重要性は考えられる。今後の米価の状況や農地中間管理機構の動きを注視しながら事業を進める。
⑯ 農業近代化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた融資に対し、融資を行った農業協同組合等に利子補給を行うことで、農家の負担軽減をする。資金使途が「施設」の場合は5年間、「機具」であれば、3年間の利子補給とする。	456 (540)	500	B	農業経営の安定を図り、支援するため、農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた高額な融資に対し、融資を行った農業協同組合等に利子補給を行うことで、農家の負担軽減をすることは、今後とも必要である。
⑰ 農業経営基盤強化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。※また、町が助成しているうちの1/2は府から補助金がでているため、実質は町が府の分まで助成し、府は町が出した1/2を補助金として支給している。	258 (474)	274	B	今後とも農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。
決算額・予算額 計				54,475 (73,687)	50,701		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)  
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業  
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)  
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
F: 終了・休止・廃止



施策名: 商工業施策の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	産業課		
総合計画上の位置付け	編	第2編 豊かな暮らしや人々の活力を創造する産業づくり			
	章	第1章 魅力ある産業を振興する			
	節	第2節 工業 第3節 商業・サービス業			
成果目的	新市街地の整備と併せて企業誘致を図るとともに優れた産業技術のPR支援や企業環境の充実支援、異業種交流の促進などにより活力ある工業の育成を図る。 周辺の住環境に配慮しつつ、既存商業店舗と大規模商業施設が調和したにぎわいのある商業の育成を図る。				
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度				
総合計画策定時の課題	中小零細企業が大部分を占める本町においては、産業構造の変化や原材料の高騰などの影響が懸念されており、このため、利便性の高い交通条件を活用しつつ、新たな産業用地の確保とあわせて企業誘致を推進するとともに、異業種間のネットワークによる優れたモノづくりへの展開等が課題である。 商業の活性化を推進していくためには、魅力ある商業拠点の形成とともに大規模商業施設と既存中小小売店舗との共存を図る必要がある。				
現在までの社会情勢・法制度の変化	いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済対策、金融政策の効果などを背景に景気回復傾向が伺えるものの、中小企業がこの恩恵を受けるまでには数年かかることとされている中、若干の上向き状況が一部で感じられるが、依然として中小企業には厳しい状況が続いている。				
主な事務事業の取組内容	展示会等出展支援助成事業、中小企業者事業資金低利融資及び保証料・利子補給、商工会運営補助				
2. 施策の指標					
施策指標名(算定式)		単位	H 26 実績値	H 27 計画値	H 27 実績値
展示会等出展等支援助成件数		社	1	4	2
中小企業者資金低利融資件数(マル久)		件	107	110	118
3. 施策の事務事業費 (千円)					
平成 26 年度 決算額	151,625				
平成 27 年度 決算額	144,414				
平成 28 年度 予算額	161,625				
4. 施策の評価					
成果目的の達成度	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。		
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 展示会出展企業数は、これまでの事業実施に伴い、上限まで補助事業を活用した企業が増えてきたことから、申請件数が減少したと考えられる。ISO・KES認証ともに経済状況の影響等により、認証よりも企業経営本体に注力されているような実情から申請が無く、利用状況や企業ニーズ等を考慮する中で、一定の目的を達成できたと分析、判断し、平成26年度限りで事業を廃止とした。 中小企業者資金低利融資は、経済の動向にも左右されるが、保証料補給・利子補給ともに横ばい傾向にある。 地域産業の人材育成・指導事業及び健康維持増進支援事業を推進するため経営全般にかかる指導や技術指導、各種講習会等の事業活動を実施する商工会運営に補助することは、一定の成果がある。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 27 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。		
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 新規開発の技術や製品発表の場である展示会への助成は必要であり、顧客確保のメリットがあるため継続実施することが妥当である。 中小企業者資金低利融資事業は、平成27年度に実施した「企業実態調査」において、対企業向け対策の強みとして「充実している」という回答が約2割あり、産業振興対策として一定の評価に繋がっており、妥当である。 地域産業の人材育成・指導事業及び健康維持増進支援事業を推進するため経営全般にかかる指導や技術指導、各種講習会等の事業活動を実施する商工会運営への補助は、産業発展の一助を担っているものであり、一定の成果がある。			
5. 施策の今後の方向性					
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 融資制度については、本来の制度趣旨から若干逸れた利用形態が見受けられるが、中小企業の活性化への貢献度は高いため、必要である。 しかし、現在の財政事情や経済状況等を考慮しながら、町としての総合支援策を見据えることが必要となってくると思われる。				
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 展示会出展企業は例年横ばいであったが、これまでの事業実施に伴い、上限まで補助事業を活用した企業が増えてきたことから、申請件数が減少したと考えられるが、出展企業にとって顧客確保のメリットがあるため、有効性や継続性等の面から要件緩和を含めた見直しを検討する余地がある。 認証取得制度について補助要綱上、必要な支援策として継続してきたが、ニーズ等の考慮や利用状況の検証から、平成26年度で事業を終了した。 保証料・利子補給の利用については、利用形態や経済状況などを考慮するなかで、平成27年度から利率を1.4%に引き下げた。今後は、ニーズを把握しながら、社会情勢に対応した見直しを加えていくことも検討する余地がある。 商工会への補助についても補助算定の手法等の再検討する余地がある。				

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 ( ) 妥当である ( ● ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である
	「C」評価が妥当であると考えられる。 まだまだ工夫の余地があるという点からの「C」評価である。また、評価のために設定された指標は、新しい時代に対応していないと考えられることや、本町が実施している商工業施策を十分に反映しているものではないため、指標の立て方に工夫が必要である。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 ( ) 妥当である ( ● ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である
	「C」評価が妥当であると考えられる。 久御山町だけでなく、商工会が主体的に実施する様々な事業を支援しているが、これらの内容を十分に表現できていない。上記の成果目的の達成度の部分と関連するが、事務事業として挙げている事業について、もう少し工夫が必要である。
その他意見等	商工業施策において、利害関係者をつなぐ仕組みづくりの役割はやはり行政が担うべきだと考える。また、これまで以上に、稼ぐという発想を意識しながら、より積極的に行政が前に出て商工業行政を進めていくべきであり、それが町財政に貢献する結果につながると思われる。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 27 年度		平成 28 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 展示会等出展支援助成事業	任意自治	経常	ものづくりのまち久御山を広くアピールするため、町内中小企業が開発・製作した製品等を公的機関等の開催する展示会等に出展する場合、経費の一部を助成する。	800 (1,016)	1,600	B	景気が低迷する中、新規開発の技術や製品発表の場である展示会への助成は必要であり、顧客確保のメリットがあるため継続実施する。
② 中小企業者資金低利融資事業	任意自治	政策	中小企業者の経営の安定を図るため、低利融資を行うとともに、保証料や利子の一部を補給する。	127,217 (128,657)	142,765	B	制度上の問題点等もあり、見直しの余地はあるものの現在の経済状況の中においては、現制度下で継続することとする。
③ 商工会運営等補助事業	任意自治	経常	地域商工業者の経営力の強化と活性化を図るため、総合的な支援を行う町商工会に対し補助を行う。	16,397 (16,613)	17,260	B	改善や実施方法の見直しの検討も必要であるが、現状を継続することとする。
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				144,414 (146,286)	161,625		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)  
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)  
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)  
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業  
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)  
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)  
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)  
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)  
E: 統合(今後、他事務事業と統合)  
F: 終了・休止・廃止